

プライバシーガイドライン、障害者差別禁止指針及び 合理的配慮指針に係る取組の実態調査(2) ー在職障害者調査から一



○ 障害者職業総合センター 事業主支援部門

○野澤・紀子・宮澤・史穂

内藤 眞紀子・古田 詩織



# 背景

平成17年11月に「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン(プライバシーガイドライン)」、平成27年3月に「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」が策定された。

これらが職場においてどのように実施され、どのような課題があるのか、企業及び在職障害者を対象に調査し、職場での課題等を把握する必要がある。

# 目的

企業における障害者の確認・把握の方法、障害者差別禁止の 取組や課題、合理的配慮提供の手続きや内容・課題等を把握 することにより、その取組の実態を明らかにし、障害者の継 続雇用や能力発揮のための環境作りにつなげる。



# 方法

(1)企業調査(アンケート調査、ヒアリング調査)

# (2)在職障害者アンケート調査 本発表

- ○実施方法
- ・障害者雇用企業(平成30年6月1日障害者雇用状況報告) から企業規模別に無作為抽出した15,000社あて周知を依頼。
- ・障害者団体(8団体)あて周知及び配布を依頼。
- ○調査媒体 Web調査・郵送調査
- ○回答状況 1,866人(Web調査1,699人、郵送調査167人)



# アンケート調査の項目

1. 基本的な情報

2. 勤務している会社

3. 障害者に対する差別の禁止

4. 合理的配慮の提供

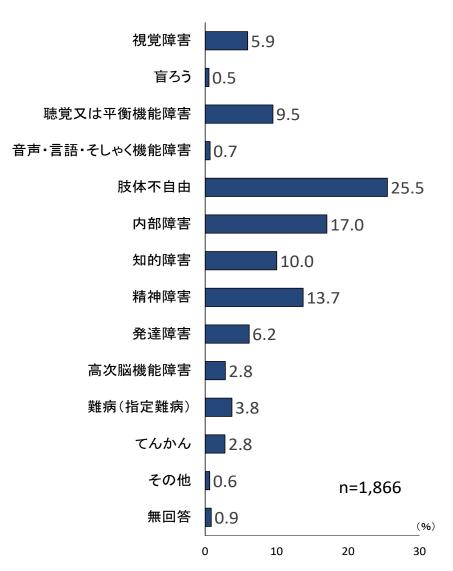
5. プライバシーに配慮した障害の把握・確認

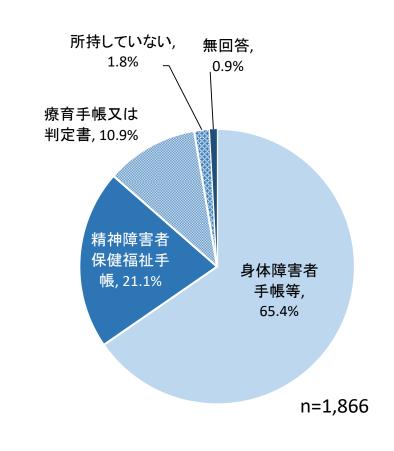


# 結果|障害状況



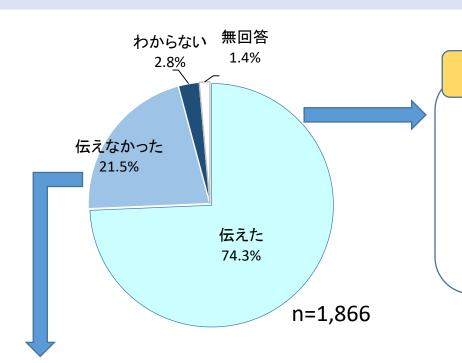
## <障害者手帳等【単一回答】>







# 結果 | 採用面接時に障害を会社に伝えたか



### 「伝えた」(n=1,387)

#### <応募方法>

- ・障害者専用求人に応募した(56.9%)
- ・一般求人に応募した(25.4%)

#### <障害状況>

・聴覚又は平衡機能障害、知的障害、発達障害の割合が多い。

### 「伝えなかった」(n=401)

#### <障害を会社に伝えた状況>

- ・職業上の必要性を感じ自分から伝えた(41.4%)
- ・その他(37.2%)の主な記述 ⇒採用時点で障害がなかった、採用後障害者になった

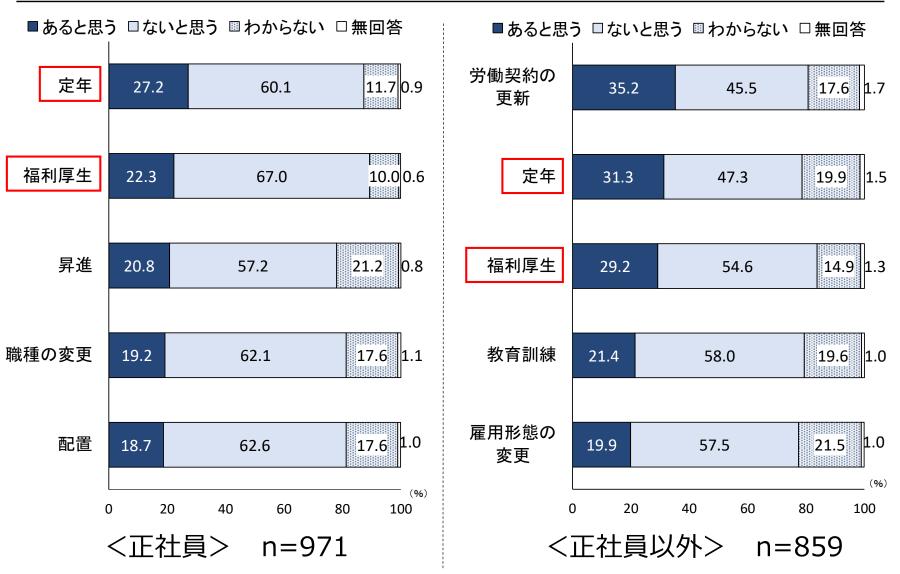
#### <障害状況>

- ・内部障害、難病、てんかんの割合が多い。
- ・勤続年数が長くなるほど伝えていない割合が多い(採用後障害者となり勤務継続している)。



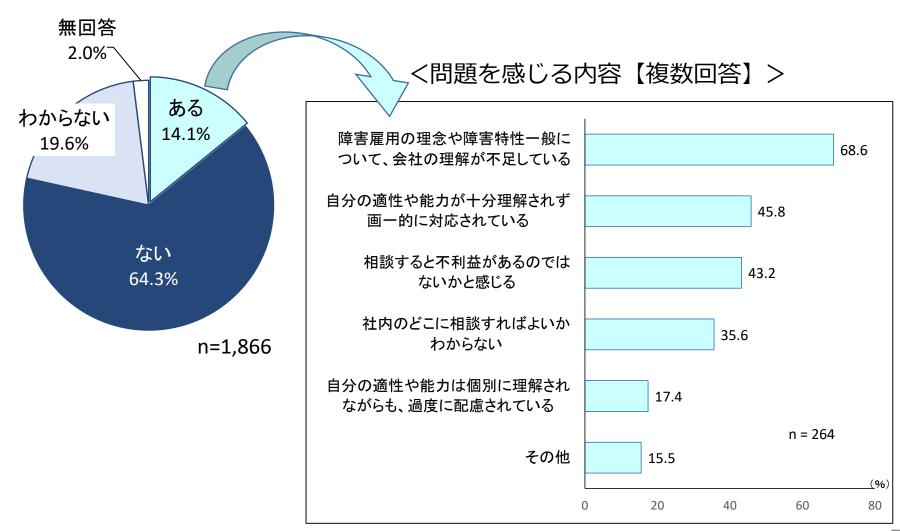
# 結果|障害者に対する差別の禁止

## 障害を理由とした差別が「あると思う」上位5項目(雇用形態別)



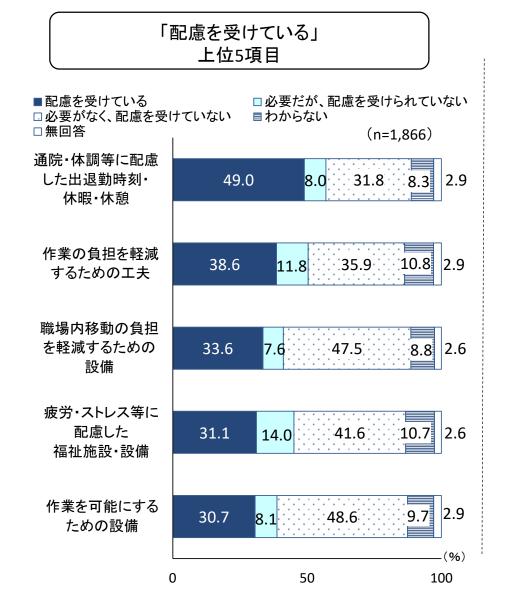


# 結果|勤務先の差別禁止の取組について問題に感じること

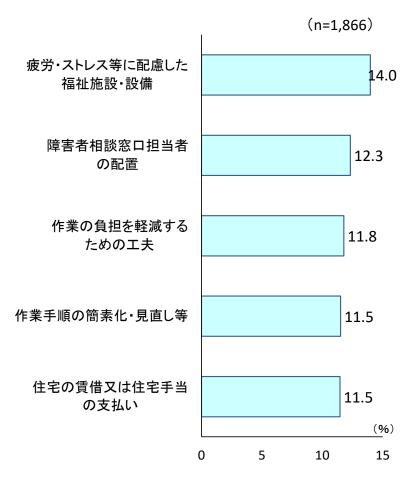




# 結果|合理的配慮の内容

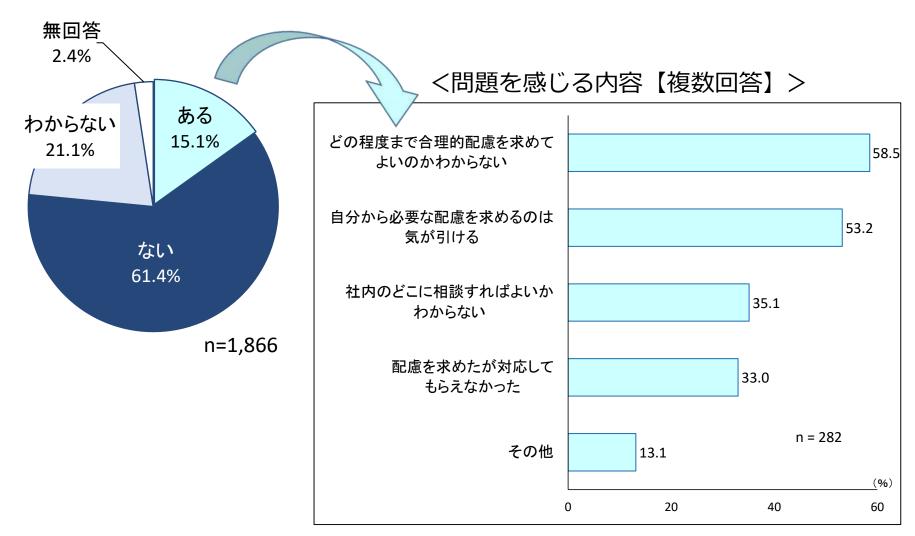


#### 「必要だが、配慮を受けられていない」 上位5項目





# **結果** | 勤務先の合理的配慮の提供について問題に感じること





## 総括「企業と障害者の関係構築に必要な方策や支援

### ~採用後の合理的配慮の取組と実態から~

### 企業が感じている課題

- 1. 社内のサポート体制の構築
- 2. 社内の周知
- 3. 配置転換や業務内容の切り出し

### 障害者が感じている問題

- 1. どの程度まで合理的配慮を求めてよいのかわからない
- 2. 自分から必要な配慮を求めるのは 気が引ける

### 方策や支援(ココミュニケーションの工夫

- 日常的なコミュニケーション(相談しやすい関係づくり)
- 個別面談の実施(相談窓口の明確化)
- 社員同士のコミュニケーションを促進する体制づくり(勤怠管理シートなど)
- 社内外の支援者の活用(ジョブコーチ、障害者職業生活相談員等の支援)



## 総括|企業と障害者の関係構築に必要な方策や支援

### 障害者が感じている問題

#### <差別禁止>

- 1. 障害者雇用の理念や障害特性一般について、会社の理解が不足している
- 2. 自分の適性や能力が十分理解されず、 画一的に対応されている
- 3. 相談すると不利益があるのではないか と感じる

#### <合理的配慮(自由記述)>

- ・障害が理解されていない
- ・休憩が少ない、休憩場所がない
- ・業務量が多い

など

### 障害者が「配慮を得られている」と 感じる内容

#### <合理的配慮(自由記述)>

- 困った時相談できる(てんかん)
- 体調変化への心遣い(内部、精神)
- 話を聞いて解決してくれる(知的)
- 作業しやすい環境の整備(聴覚)
- 当たり前のこととして対応(視覚)
- 人として向き合ってくれる(発達)



上司や同僚の「障害を理解しようとする 姿勢や行動」

### 方策や支援 ②社員の障害理解

- 障害の周知範囲を決める(障害者への説明と同意)
- 障害者の上司や同僚に対して、障害状況及び配慮事項等について説明する
- 社内外の支援者を活用し、障害者雇用についての啓発及び支援を行う



## 総括|働きやすい職場づくり

- 合理的配慮の提供には、企業と障害者との対話が必要となる
- 企業の「体制が整っていない」状況、障害者の「申出をしにくい」状況を 解決するための取組が必要
- 障害者が、自身の障害について周囲の理解を希望する場合には、どのような 障害状況でどのような配慮が必要なのか、上司や同僚が正確に理解するため の情報共有も必要



## 働きやすい職場づくり

- 企業と障害者が「話し合う」ことができる関係をつくる
- ・ 採用面接時や障害者であることを把握・確認した時点で、障害の周知範囲、 合理的配慮の相談方法について話し合い、その後の対話につなげる
- 障害者の個別の状況に応じた「申出をしやすい」選択肢を用意することが 望ましい